

平成30年7月から乳幼児等・こども医療費受給者証が変わります

○改正の背景

三田市では、これまで所得に関係なく0歳から中学3年生までの医療費を無料化してきましたが、急激な財政状況の変化に対応し、持続可能な制度のあり方について検討を重ねました結果、平成30年7月1日から乳幼児等・こども医療費助成制度を次のとおり改正し、一部ご負担をお願いすることとなりました。

今後も三田市は、「子ども・子育て応援のまち」として子育てや教育の支援の充実をはかるために、医療費助成制度の改正によって生まれる財源の有効活用に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○改正内容

現行	平成30年7月～		平成32年7月～																				
	未就学児	小学生・中学生	所得区分	未就学児	小学生・中学生																		
<table border="1"> <tr> <td>未就学児</td> <td>小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通院：0円 入院：0円</td> </tr> </table>	未就学児	小学生・中学生	通院：0円 入院：0円		<table border="1"> <tr> <td>未就学児</td> <td>小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td>低所得者以外</td> <td>通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>通院：0円 入院：0円</td> </tr> </table>	未就学児	小学生・中学生	低所得者以外	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円	低所得者	通院：0円 入院：0円	<table border="1"> <tr> <td>所得制限額以上 （市民税所得割額23万5千円以上世帯）</td> <td>未就学児</td> <td>小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得制限額未満 （市民税所得割額23万5千円未満世帯）</td> <td>通院：0円</td> <td>通院：1医療機関等あたり1日上限800円（月2日まで） 入院：0円</td> </tr> <tr> <td>入院：0円</td> <td>通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円</td> </tr> <tr> <td>低所得者 （市民税非課税で一定基準を満たす世帯）</td> <td colspan="2">通院：0円 入院：0円</td> </tr> </table>	所得制限額以上 （市民税所得割額23万5千円以上世帯）	未就学児	小学生・中学生	所得制限額未満 （市民税所得割額23万5千円未満世帯）	通院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限800円（月2日まで） 入院：0円	入院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円	低所得者 （市民税非課税で一定基準を満たす世帯）	通院：0円 入院：0円	
未就学児	小学生・中学生																						
通院：0円 入院：0円																							
未就学児	小学生・中学生																						
低所得者以外	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円																						
低所得者	通院：0円 入院：0円																						
所得制限額以上 （市民税所得割額23万5千円以上世帯）	未就学児	小学生・中学生																					
所得制限額未満 （市民税所得割額23万5千円未満世帯）	通院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限800円（月2日まで） 入院：0円																					
	入院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円																					
低所得者 （市民税非課税で一定基準を満たす世帯）	通院：0円 入院：0円																						

※通院の上限400円については、医療費総額の2割（兵庫県こども医療費助成事業の基準による一部負担金の割合）の額が、400円以下となる場合は、その額が上限となります。

※通院の上限800円については、医療費総額の3割（医療保険適用負担割合）の額が、800円以下となる場合は、その額が上限となります。

(1) 小・中学生の通院についてのみ、一部負担金と所得制限を段階的に導入していきます。

一部負担金の導入

平成30年7月から、低所得者を除き1医療機関等あたり最大400円が上限となります。

(2) 低所得者・入院患者及び未就学児（0歳～就学前）は引き続き無料です。

- ① 低所得者（市民税非課税世帯でかつ、世帯全員の年金収入と他の所得との合計が80万円以下の世帯）は、通院・入院ともに引き続き無料です。
- ② 年齢・所得に関わらず、入院の一部負担金については、引き続き無料です。
- ③ 医療費の軽減二重が高い未就学児は通院・入院ともに引き続き無料です。

(3) 受給者証をご確認ください。

小学1年生から中学3年生までについては、外来一部負担金が0円（低所得基準）の人と400円の人との2パターンがあります。低所得者の基準に該当する場合であっても、所得・課税証明書の提出がない場合や、未申告等の理由によって低所得の判定ができない場合は、0円の受給者証は発行できず、400円の受給者証を発行します。

ご確認のうえ、該当される方は差し替えの受給者証を発行できる場合がありますので裏面に記載してあります国保医療課給付係までご連絡ください。

○一部負担金（通院分）の計算例 ※網掛け部分が医療機関窓口で実際にお支払いいただく額となります。

①1日につき、400円が一部負担金の上限となります。※

※：同一医療機関で2日までとし、3日目以降の受診については一部負担金が0円となります。
補そう具の作成にあたっては、一部負担金はかかりません。

(例) 受給者証がない場合

総医療費	10,000円
保険自己負担額	3,000円
【市助成額】	0円

(例) 受給者証がある場合

総医療費	10,000円
保険自己負担額	3,000円
一部負担金	400円
【市助成額】	2,600円

②医療機関の処方箋を受けていく薬局も、医療機関とは別に一部負担金が発生します。

(例) 医科（処方元医療機関）

総医療費	10,000円
保険自己負担額	3,000円
一部負担金	400円
【市助成額】	2,600円

(例) 薬局（処方先薬局）

総医療費	6,000円
保険自己負担額	1,800円
一部負担金	400円
【市助成額】	1,400円

③1日あたりの医療費の総額の2割が一部負担金の額(400円)に満たない場合は、その額が一部負担金となります。

(例) 一部負担金を超える場合

総医療費	10,000円
保険自己負担額	3,000円
一部負担金	400円
【市助成額】	2,600円

(例) 一部負担金に満たない場合

総医療費	1,000円
保険自己負担額	300円
一部負担金	200円
【市助成額】	100円

④同じ日に同じ医療機関に2回以上かかった場合でも、一部負担金は一回分のみの支払いで済みます。

(例) A病院医科 ○月△日午前

総医療費	10,000円
保険自己負担額	3,000円
一部負担金	400円
【市助成額】	2,600円

(例) A病院医科 ○月△日午後

総医療費	6,000円
保険自己負担額	1,800円
一部負担金	0円
【市助成額】	1,800円

⑤総合病院など、同じ医療機関の中であっても、医科と歯科は別計算となります。

(例) B病院医科

総医療費	10,000円
保険自己負担額	3,000円
一部負担金	400円
【市助成額】	2,600円

(例) B病院歯科

総医療費	6,000円
保険自己負担額	1,800円
一部負担金	400円
【市助成額】	1,400円